六　給与規程第十四条第一項又は第二項の規定により支給される給与　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　当該国会職員が国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十三条第一項第一号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた場合　前項並びに第二号及び第三号に定める額に、給与規程第十四条第一項の規定により当該国会職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ロ　当該国会職員が国会職員法第十三条第一項第二号又は第四号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた場合　前項及び前各号に掲げる給与のうち給与規程第十四条第一項の規定により政府職員の例により当該国会職員に支給されるものに係る前項及び前各号に定める額に、当該政府職員の例により当該国会職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ハ　当該国会職員が国会職員法第十三条第一項第三号又は第五号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた場合　前項及び第二号から第四号までに定める額に、給与規程第十四条第一項又は第二項の規定により当該国会職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3　特例期間においては、給与規程第六条の八第一項に規定する勤務一時間当たりの給与額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に当該国会職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

4　特例期間においては、給与規程第十五条第一項の規定の適用については、同項中「三万四千九百円」とあるのは「三万千五百円」と、「十万円」とあるのは「九万三百円」とする。

5　特例期間においては、給与規程附則第四項の規定の適用を受ける国会職員に対する第一項、第二項第二号から第六号まで及び第三項の規定の適用については、第一項中「、給料月額に」とあるのは「、給料月額から給与規程附則第四項第一号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第二項第二号中「給料月額に対する地域手当の月額」とあるのは「給料月額に対する地域手当の月額から給与規程附則第四項第二号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第三号中「給料月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「給料月額に対する広域異動手当の月額から給与規程附則第四項第三号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第四号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から給与規程附則第四項第四号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第五号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から給与規程附則第四項第五号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第六号イ中「前項並びに第二号及び第三号」とあるのは「第五項の規定により読み替えられた前項並びに第二号及び第三号」と、同号ロ中「前項及び第二号から第四号」とあるのは「第五項の規定により読み替えられた前項及び第二号から第四号」と、第三項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与規程附則第六項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

（国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の特例）

第六条　特例期間においては、国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成六年六月二十三日両院議長決定）第十六条第三項の規定の適用については、同項中「同条第二項」とあるのは、「国会職員の給与の改定及び臨時特例に関する規程（平成二十四年二月二十九日両院議長決定）第五条第三項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合又は同規程第七条第三項において準用する場合を含む。）」とする。

（特定任期付職員給与特例規程の特例）

第七条　特例期間においては、国会職員法第三条の三第一項の規定により任期を定めて採用されたものに対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる国会職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

一　特定任期付職員給与特例規程第二条第一項に規定する給料表の適用を受ける国会職員であって、その号給が一号給から四号給までのもの　百分の七・七七

二　特定任期付職員給与特例規程第二条第一項に規定する給料表の適用を受ける国会職員であって、その号給が五号給以上のもの及び同条第三項の規定による給料月額を受ける国会職員　百分の九・七七

2　特例期間においては、特定任期付職員給与特例規程第二条第四項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額から給料月額に国会職員の給与の改定及び臨時特例に関する規程（平成二十四年二月二十九日両院議長決定）第七条第一項各号に掲げる国会職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。

3　特例期間においては、第五条第二項第二号から第四号まで及び第六号並びに第三項の規定は、第一項の規定の適用を受ける国会職員に対する地域手当、広域異動手当、期末手当及び給与規程第十四条第一項又は第二項の規定により支給される給与の支給並びに勤務一時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、第五条第二項第二号及び第三号中「当該国会職員の支給減額率」とあるのは「第七条第一項各号に掲げる国会職員の区分に応じ当該各号に定める割合」と、同項第六号イ中「前項並びに第二号及び第三号」とあるのは「第七条第一項並びに同条第三項において準用する第二号及び第三号」と、同号ロ中「前項及び前各号」とあるのは「第七条第一項及び同条第三項において準用する前各号」と、同号ハ中「前項及び第二号から第四号」とあるのは「第七条第一項及び同条第三項において準用する第二号から第四号」と読み替えるものとする。

（端数計算）

第八条　この章の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（両院議長協議決定への委任）

第九条　第五条から前条までに定めるもののほか、この章の規定の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この規程は、平成二十四年三月一日から施行する。ただし、第三章及び附則第四条の規定は、同年四月一日から施行する。

（特定任期付職員に係る最高の号給を超える給料月額の切替え）

第二条　この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において特定任期付職員給与特例規程第二条第三項の規定による給料月額を受けていた国会職員の施行日における給料月額は、第三条の規定による改正後の特定任期付職員給与特例規程第二条第一項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額及び第二条の規定による改正後の給与規程の指定職給料表八号給の額との権衡を考慮して両議院の議長が協議して定める。

（平成二十四年六月に支給する期末手当に関する特例措置）

第三条　平成二十四年六月に支給する期末手当の額は、給与規程第七条の三第二項（同条第三項又は特定任期付職員給与特例規程第三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで（育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程（平成十九年五月九日両院議長決定）第二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十四条又は附則第四項の規定にかかわらず、これらの規定（給与規程第十四条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）附則第六条の規定を除く。）により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。